

令和 3年 5月 1日

公益財団法人東京都道路整備保全公社

## 施工能力審査型総合評価方式の取扱い(試行)の一部改定について

この度、施工能力審査型総合評価方式の価格点及び技術点の算定方法について、下記のとおり改定しましたので、お知らせします。

詳しくは、「公益財団法人東京都道路整備保全公社施工能力審査型総合評価方式の取扱い(試行)」を御覧ください。

### 記

#### 1 主な見直し内容

##### (1) 価格点

- ・『経済性』の観点から低入札ほど評価が高くなる価格点に、新たに『履行の確実性』の観点を加え、入札価格が一定の価格水準を下回ると価格点での優位性が無くなるようにします。
- ・最低制限価格に代わる『基準価格』を設定し、入札価格が『基準価格』を下回ると、価格点が 0 点となる『特別基準価格』に向かって逡減するよう価格点の算定式を見直します。

##### 【基準価格と特別基準価格の算定方法】

予定価格を構成する①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等、⑤発生材売却費等を基に以下の算定式により設定します。

$$\text{基準価格 (設定額)} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.55 + \text{⑤} \times 1.0$$

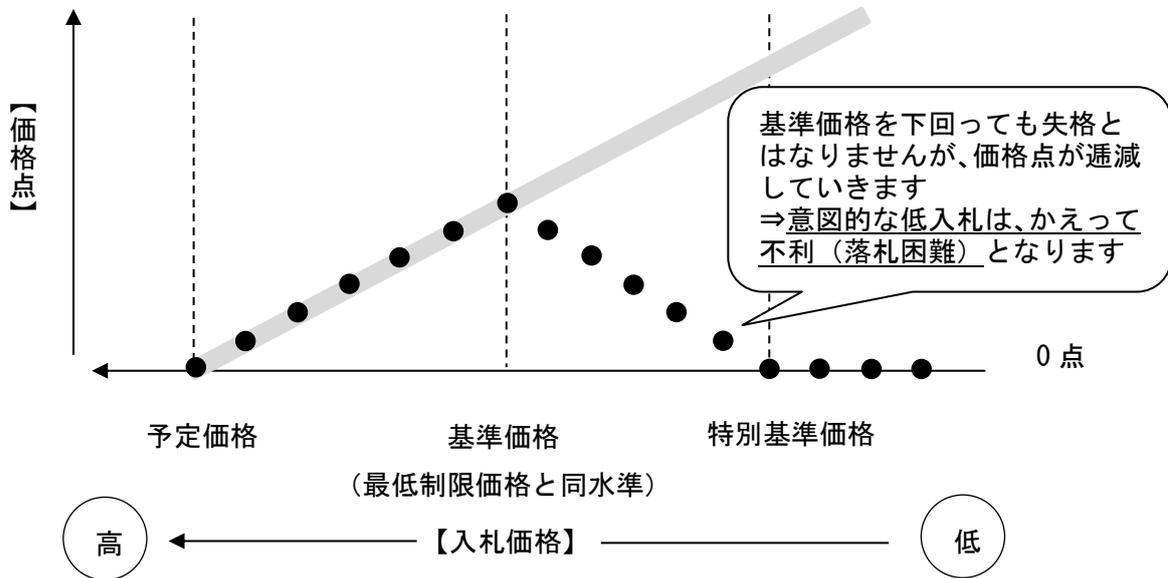
$$\text{上限値} = \text{予定価格} \times 0.92$$

$$\text{下限値} = \text{予定価格} \times 0.75$$

※ 設定額が、上限値を超える場合は上限値を、下限値に満たない場合は下限値をそれぞれ設定します。

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3 + \text{⑤} \times 1.0$$

## 制度改定のイメージ



### 【価格点の算定式】

『入札価格  $\geq$  基準価格』の場合

$$\text{価格点} = 115 \times \left[ 1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right]$$

『基準価格  $>$  入札価格  $\geq$  特別基準価格』の場合

$$\text{価格点} = \left\{ 115 \times \left[ 1 - \frac{\text{基準価格}}{\text{予定価格}} \right] \right\} \times \left[ \frac{\text{入札価格} - \text{特別基準価格}}{\text{基準価格} - \text{特別基準価格}} \right]$$

『特別基準価格  $>$  入札価格』の場合

$$\text{価格点} = 0 \text{点}$$

## (2) 技術点

- ・ 工事成績評価点の算定方法

(現 行)

工事成績評定通知書の 総評定点の平均	工事成績評価点
0 点以上 20 点未満	0
20 点以上 30 点未満	1
30 点以上 40 点未満	2
40 点以上 50 点未満	3
50 点以上 55 点未満	4
55 点以上 60 点未満	5
60 点以上 62.5 点未満	6
62.5 点以上 65 点未満	7
65 点以上 67.5 点未満	8
67.5 点以上 70 点未満	9
70 点以上 72.5 点未満	10
72.5 点以上 75 点未満	11
75 点以上 80 点未満	12
80 点以上 100 点以下	13

(改定後)

工事成績評定通知書の 総評定点の平均	工事成績評価点
0 点以上 40 点未満	0
40 点以上 50 点未満	1
50 点以上 60 点未満	3
60 点以上 62.5 点未満	5
62.5 点以上 64.5 点未満	7
64.5 点以上 66 点未満	8
66 点以上 67.5 点未満	9
67.5 点以上 69 点未満	9.5
69 点以上 70.5 点未満	10
70.5 点以上 72 点未満	10.5
72 点以上 73.5 点未満	11
73.5 点以上 75 点未満	11.5
75 点以上 80 点未満	12
80 点以上 100 点以下	13

- ・ 配置予定技術者の実績点

配置予定技術者が 40 歳以下の場合又は女性の場合について、新たに設定します。

- ・ 地域における実績点

基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した公社又は東京都の発注工事のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が 65 点以上の実績を有する場合について、新たに設定します。

## 2 施行日

令和3年6月1日以後に発注予定公表を行う工事案件から適用します。

【問合せ先】 総務部計理課契約係 直通(03)5381-3372